

鳥取県胃がん検診読影委員会運営要領

1 趣旨

この要領は、鳥取県胃がん検診実施に係る手引き（以下、「手引き」という。）の規定に基づき、集団検診のエックス線フィルム読影及びモニター読影を行う各地区胃がん検診読影委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 構成

鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）は、東部、中部、西部の3地区に胃がん検診読影委員会（以下、「読影委員会」という。）を設置し、運営する。

3 委員

- (1) 「読影委員会」の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 「読影委員会」の委員は、健対協が決定する。
- (3) 「読影委員会」に委員長1名をおく。
- (4) 委員長は「読影委員会」の事務を総轄し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故ある時は、委員の互選により、委員長代理を指名することができる。

4 読影会

- (1) 「読影委員会」は、原則として、週1回定例的に読影会（以下「定例読影会」という。）を開催する。
ただし、1回の読影件数が150枚を超える場合など、読影作業に多くの時間を要すると判断される場合は、定例読影会以外に、適宜、読影会を開催することができる。
- (2) 委員の技術的研鑽、読影作業の効率化目指し、読影委員会相互に連携を図ることが出きる。
- (3) 委員は、公益財団法人鳥取県保健事業団及び公益財団法人中国労働衛生協会から提出された受診票とフィルム及びデジタル画像をもとに、読影を行うこととする。
読影は、原則として、2名以上の委員により二重読影を行うこととする。

5 会議

読影委員会は必要により委員長が召集する。

6 報告

- (1) 読影判定結果を受診票に記入し、フィルム及びデジタル画像データを公益財団法人鳥取県保健事業団及び公益財団法人中国労働衛生協会に返却する。
- (2) 各読影委員会は、読影実施の回数、読影件数等の月例報告を毎月、健対協へ提出する。
- (3) 各読影委員会は、健対協の求めに応じ、定期的に読影会の実施について報告する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。